

かつらぎ町観光協会規約

(総 則)

第1条 この規約は、かつらぎ町観光協会に関する必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 この会は、かつらぎ町内における観光事業の振興並びに地域の活性化を図り、歴史・文化及び経済の向上発展に寄与するとともに、かつらぎ町が行う観光行政と協働し、町の発展に寄与することを目的とする。

(組 織)

第3条 この会は、本会の目的に賛同する団体・法人・個人等をもって組織する。

(事 務 所)

第4条 この会の事務所は、かつらぎ町役場産業観光課に置く。

(事 業)

第5条 この会は、第2条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 観光に関する調査・研究
- (2) 観光意識の高揚
- (3) 観光地域等の選定並びに観光地宣伝
- (4) 観光事業に関する情報の収集
- (5) 観光施設の整備促進
- (6) 関係機関・団体等との連絡協調
- (7) その他必要な事項

(会 員)

第6条 この会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この会の目的に賛同し、事業に参画するために入会した観光に係る法人・団体及び個人
- (2) 特別会員 この会の目的に賛同し、この会の事業に協力する行政機関、公共団体及び個人
- (3) 賛助会員 この会の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した法人・団体及び個人

(会員の資格の取得)

第7条 この会の正会員、特別会員及び賛助会員として入会しようとする者は、入会

申込書を会長に提出して、入会の申し込みを行うものとする。

2 会員の入会は、正会員および特別会員は理事会において、賛助会員は会長がその可否を決定し、これを本人に通知する。

(任意退会)

第8条 会員は退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の議決によって当該会員を除名することができる。

- (1) この規約その他の規程等に違反したとき。
- (2) この会の信用を損なう、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該総会の日より1週間前までに当該会員に通知し、かつ総会で弁明の機会を与えなければならない。

3 会長は、会員を除名したときは、除名した会員に対しその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡したとき、又は会員である団体が解散したとき。

(役員)

第11条 この会に次の役員を置く。

理事 15名以内

2 理事のうち 1名を会長、2名を副会長、2名を監事とする

(役員を選出)

第12条 理事は正会員及び特別会員からの互選とし、会長及び副会長は理事会において選出する。

2 監事は、理事のうちから会長が委嘱する。

(役員の職務)

第13条 会長は、会を代表し、会を総理し、会を招集してその議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 3 理事は、理事会を構成し、事業執行の決定を行う。
- 4 監事は、事業及び会計を監査する。

(顧問)

第14条 この会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会の重要な諮問に応じる。

(役員任期)

第15条 役員任期は、2か年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠によって就任する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職員)

第16条 この会に、事務局長、会計及び書記を置くことができる。

- 2 事務局長、会計及び書記は、会長が任命する。
- 3 事務局長、会計及び書記は、会長の命を受け事務に従事する。

(会議)

第17条 総会は正会員及び特別会員をもって構成し、その2分の1以上の出席がなければ成立することはできない。ただし、委任出席は認めるものとする。

- 2 議決は、出席者の過半数をもって決する。

(専門委員会)

第18条 本会に専門事項を審議する専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員は、必要に応じ会長が委嘱する。

(会計)

第19条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 この会の規約改正は、総会において行う。
- 2 この規約は、昭和45年6月8日から施行する。
この規約は、平成9年6月2日から一部改正施行する。
この規約は、令和5年6月20日から一部改正施行する。